

平成25年度

定期監査結果報告書

門真市監査委員

## I. 監査対象 【市民部】

今回監査対象の市民部の内部組織は、次のとおりである。

課名	グループ名
地域活動課	(消費生活センター)
産業振興課	
市民課	戸籍住民グループ・窓口グループ
南部市民センター	
人権政策課	
保険年金課	管理グループ・賦課グループ 医療グループ・国民年金グループ
保険収納課	収納グループ・滞納整理グループ

## II. 監査期間

平成25年11月5日から12月25日まで

## III. 監査の方法

市民部が分掌する平成24年度・平成25年度（平成25年9月30日現在）の事務事業を対象とし、歳入歳出予算及び事務事業が関係法令に従って適正かつ効率的に執行されているかに重点をおき、関係資料の提出、担当職員からの説明を聴取しつつ必要な監査を実施した。

## IV. 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、起案文書に鉛筆や消せるペンで記入をしたものや訂正印漏れなどの一部事務処理に適正を欠くものや、改善・検討を要する事項が見受けられたので、次に述べる指摘・要望事項についてはそれぞれ必要な措置をとり、また、契約に関しては根拠法令の確認を行い、今後の事務の遂行にあたり遺漏のないようなお一層努力されたい。

なお、指摘事項には至らない軽易な事項については、監査を執行する中でそれぞれ口頭での個別の指導も併せて行った。

### 〔地域活動課〕

当課の主な事務事業は、コミュニティ推進に係る施策の企画及び調整に関すること、防犯に関すること、校区門真まつりに関すること、住民活動災害補償保険に関すること、地域通貨に関すること、在住外国人の支援に関すること、門真市立市民公益活動支援センターの運営に関すること、広聴活動の企画及び連絡調整に関すること、市政に関する意見、要望及び陳情に関すること、世論の調査及び聴取に関する

ること、法律相談等各種市民相談に関すること、消費者施策の調整及び推進に関すること、消費者相談及び苦情処理体制の確保に関すること、計量の適正化に関すること、消費者教育及び情報提供に関すること、消費者団体の活動の促進に関すること、多重債務問題に関すること、特定非営利活動法人の設立の認証等に関すること、特定非営利活動法人の指導監査に関すること、部の庶務に関することである。

#### 監査の結果

1. まちづくり推進事業補助金において、一部の補助団体より提出された領収書に内訳の記載がなく、目的外利用分も含まれていないか不明瞭であった。領収書については記載内容に不備のないものを提出させ、補助対象経費かどうかより精査されるよう努められたい。
2. 平成24年度校区門真まつり事業において、補助団体より事業実施報告時に提出された領収書でお布施と記載されたものが補助対象経費分に含まれていた。補助金交付額には影響はないが、補助対象経費かどうかより精査されるよう努められたい。
3. 平成24年度校区門真まつり事業において、補助団体より事業実施報告時に提出された領収書について宛名の記載のないものや、記載の内容が不明瞭なものがあつた。補助金交付額に影響はないが、領収書については記載内容に不備のないものを提出させ、補助対象経費かどうかより精査されるよう努められたい。
4. 平成24年度校区門真まつり事業において、補助団体より事業実施報告時に提出された領収書で一部補助対象外経費が補助対象経費分に含まれていた。このことより補助金交付額が多く算定されており、返還させるなど適正に処理されたい。
5. 暮らしの講座を実施する際、講師の消費生活相談員（非常勤特別職）に対して報償金を支払った同日に消費生活相談員としての報酬を支払っていた。返還させるなど適正に処理されたい。

#### 〔産業振興課〕

当課の主な事務事業は、商業、工業及び農業の振興及び調査に関すること、商工業者団体及び農業者団体との連絡調整に関すること、労働問題の調査研究及び啓発に関すること、中小企業の事業融資に関すること、企業誘致の推進に関すること、市内企業の動向、情報の収集及び支援に関すること、主食の需給調整に関すること、農業委員会との連絡調整に関すること、観光に関すること等である。

#### 監査の結果

1. 門真市地域就労支援事業業務委託の起案文書において随意契約にかかる理由

書の添付がされていなかった。また、契約書の日付の記入漏れが見受けられたので適正に処理されたい。

〔市民課〕

当課の主な事務事業は、住民基本台帳に関する事、戸籍に関する事、印鑑登録に関する事、戸籍の謄抄本、住民票の写し及び印鑑登録証明書その他の証明書の交付に関する事、既決犯罪人名簿に関する事、住居表示台帳の整備及び保管に関する事、住民記録システム及び戸籍総合システムの維持管理に関する事、住民基本台帳ネットワークシステムに関する事、電子署名に係る電子証明書に関する事等である。

監査の結果

1. 一部契約書について日付等を鉛筆で記入しているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正に処理されたい。

〔南部市民センター〕

当課の主な事務事業は、南部市民サービスコーナーの管理運営に関する事である。

監査の結果

1. 空調設備保守点検業務委託の入札について、委任状に日付けの記載がないものが見受けられたので適正に処理されたい。
2. 消耗品の購入について資金前渡を行って購入しているものがあつた。市では消耗品等を購入する際は法務課契約グループを介して購入することとなっている。今後については適正に手続きを行われたい。

〔人権政策課〕

当課の主な事務事業は、人権啓発の企画、指導及び連絡調整に関する事、人権擁護委員に関する事、同和行政の企画、指導及び連絡調整に関する事、男女共同参画社会の推進に関する事、非核平和に関する事、更生保護に関する事等である。

監査の結果

- ・指摘事項なし

〔保険年金課〕

当課の主な事務事業は、国民健康保険の事業計画に関する事、国民健康保険の企画及び総合調整に関する事、国民健康保険の補助金に関する事、国民健康保険運営協議会に関する事、国民健康保険の保険給付に関する事、国民健康保険

の一部負担金に関する事、国民健康保険療養取扱機関に関する事、国民健康保険料の賦課に関する事、国民健康保険証の発行に関する事、国民健康保険料の減免に関する事、大阪府後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事、後期高齢者医療に係る大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託事務（保険料の徴収等に関する事を除く。）に関する事、特定健康診査及び特定保健指導に関する事、国民年金の加入に関する事、国民年金の免除申請及び各種申請受付に関する事等である。

#### 監査の結果

1. 門真市国民健康保険料減免事務取扱要領第3条5号による国民健康保険料の減免については実情に応じて必要な証明書を提出させることとなっており、提出できない場合については門真市国民健康保険料減免事務取扱基準による収入状況申告書を提出させることとなっている。平成25年度の減免申請書を確認したところ、同基準による収入状況申告書を添付しているものが多く、証明書が添付されているものがあまりなかった。収入状況の確認については事務取扱要領に基づき証明書を徴取するよう努められたい。
2. 国民健康保険料減免申請に係る収入状況申告書について金額等の訂正について訂正印のないものや、内容に不備のあるものが見受けられた。今後については適正に処理されたい。

#### 〔保険収納課〕

当課の主な事務事業は、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の口座振替に関する事、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収入整理に関する事、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の納付相談に関する事、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の督促に関する事、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料収納推進員に関する事、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及び不納欠損処分に関する事、国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書に関する事、後期高齢者医療保険料の徴収猶予に関する事等である。

#### 監査の結果

1. 契約書の日付を鉛筆で記入しているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正に処理されたい。